

# 山口市新本庁舎等基本設計・実施設計業務委託特記仕様書

## I 業務概要

### 1 業務名

山口市新本庁舎等基本設計・実施設計業務

### 2 業務の目的

本業務は、「山口市新本庁舎整備基本計画（以下「基本計画」という。）」に掲げる4つの整備方針である「市民が集う親しみをもてる庁舎」、「将来を見据えた柔軟な庁舎」、「安全安心な庁舎」、「亀山を臨む特徴的な立地にふさわしい庁舎」を実現するために、山口市新本庁舎等の基本設計・実施設計を取りまとめることを目的とする。

なお、受託者は、設計に当たり、業務の各段階において市民の意見等を十分に反映するとともに、基本計画に示す事業スケジュール、イニシャルコスト及びランニングコストの低減、並びに地域経済の振興にも十分に配慮しなければならない。

### 3 計画施設概要

本業務の対象となる施設の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称：山口市新本庁舎・新立体駐車場
- (2) 敷地の場所：山口市亀山町2番1号
- (3) 主要用途：庁舎、立体駐車場

平成21年国土交通省告示第15号 別添二 第四号 第2類、第一号 第1類とする。

### 4 設計と条件

#### (1) 敷地の条件

- ① 敷地の面積：約20,880㎡
- ② 用途地域及び地区の指定：近隣商業地域、準防火地域
- ③ その他の地域地区等：駐車場整備地区、都市計画施設（駐車場）、土砂災害特別警戒区域（敷地の一部）
- ④ 建ぺい率：80%
- ⑤ 容積率：200%

(2) 施設の条件

① 施設の規模・構造・工事概要 対象部分の名称

対象部分の名称	延床面積 (㎡)	構造	工事概要
新本庁舎	約20,000㎡ (屋内駐車場想定床面積約3,600㎡を含まず)	設計段階における検討による	新築工事 ・建築主体工事 ・電気設備工事 ・機械設備工事 ・昇降機設備工事
新立体駐車場	3層4段、450台 約 8,100㎡		解体工事 屋外整備工事 その他附帯する工事

② 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成25年3月29日付け国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号)」による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

- 1) 構造体：I類
- 2) 建築非構造部材：A類
- 3) 建築設備：甲類

※ 構造については、受託者の作成した比較資料等により検討を行い決定するものとする。

※ 本業務の委託料には、免震構造の採用を想定し必要な費用を計上しているため、基本設計時の比較検討により免震構造を採用しなかった場合は、委託料に係る設計変更を行い、委託料の金額を変更する。(免震設計業務に係る業務人・時間数(実施設計)及び免震構造大臣認定手数料)

(3) 建設の条件

- ① 概算予定工事費：約135億円(税込) ※基本計画時想定
- ② 建設工事発注予定時期：令和3年度 ※基本計画参照

(4) 設計と条件の資料

基本計画(令和元年6月)のとおり。

(5) 一般共通事項

- ① 実施設計時に変更及び条件を付すことがある。
- ② 実施設計図は実施に際し、設計者と協議して変更する場合がある。
- ③ 著作権は無償で委託者に帰属すること。

- ④ 委託者が提示した延床面積及び総工事費を遵守し、「基本計画」に示す整備方針及び導入する機能の考え方に沿った設計とすること。
- ⑤ 地域産木材については、「山口市公共建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針」に則り積極的に利用すること。
- ⑥ 「基本計画」の趣旨を踏まえ、事業費の縮減に努めるとともに、基本設計及び実施設計の各段階において、ライフサイクルコストの比較検討を行いながら設計を進めること。
- ⑦ 設備計画については、現庁舎設備（LAN、防災アンテナ等）の調査を十分に行い、ライフサイクルコストを含めた比較検討資料を作成のうえ、移設・新設等を協議検討し作成すること。
- ⑧ 工事期間中における一般来庁者及び職員の安全対策の検討を行うこと。
- ⑨ 次に掲げる関連業務の受託者と協力体制を構築し、業務が円滑に執行するよう必要な調整を行うこと。
  - 1) 測量業務
  - 2) 地質調査業務
  - 3) 造成設計業務
- ⑩ 本業務を手戻りなく、また、迅速な方針決定のもと進めるため、業務着手後速やかに、庁舎規模や概算事業費の増減に影響する項目と論点、選択肢を提示し、委託者との十分な協議のもと、目的を明確にして業務を進めること。
- ⑪ 受託者は、業務の過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- ⑫ 受託者は、契約書に規定する特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づき保護される第三者の権利の対象である履行方法を委託者が指定した場合は、その履行方法の使用について委託者と協議しなければならない。
- ⑬ 設計実施にあたって委託者、関係官庁との打合せ及び各種会議や市民ワークショップ等を行った場合は、速やかに議事録を作成し、その都度委託者に文書で報告すること。

## 5 業務の委託期間

契約締結日の翌日から令和3年12月24日までとする。

※ 各種申請・手続業務については、委託期間中に許認可、受理等が完了していること。

## 6 中間報告の時期

市民又は委託者の庁内検討委員会等へ進捗状況の周知を図るため中間報告を行うこと。詳細は契約後の協議により決定するが、概ね次のとおり想定している。

- (1) 基本設計段階における概算事業費等 令和2年6月
- (2) 基本設計完了時の設計概要等 令和2年9月

- (3) 中央駐車場等の解体に係る概算事業費 令和2年9月
- (4) 実施設計段階における概算事業費等 令和3年6月
- (5) その他監督職員が必要とするもの 別途指示

## 7 その他

- (1) 基本計画（25頁）において、消防本部については、新本庁舎への集約について検討を行う組織として位置づけているが、本仕様書I-4-(2)の施設の条件に消防本部を集約した場合の必要面積は含んでいない。このため、消防本部を集約することになった場合には、施設条件を変更し、これに伴い委託料等の変更を行うことを想定している。
- (2) 現在隣接している中央消防署については、今後、建替えの検討が進められる予定である。このため、工程や施工時における安全対策等を含めた調整を要することが想定される。

## II 業務仕様

本特記仕様書に記載していない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 最新版）による。ただし、当該共通仕様書中の「調査職員」については、全て「監督職員」と読み替えるものとする。なお、特記・共通仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の目的達成のために性質上当然必要と思われるものについては、受託者の責任において完備するよう努めること。

### 1 設計業務の内容及び範囲

業務の内容は、基本計画に基づき、各項目について調査、整理及び検討等を行うこととし、業務の実施に当たっては、委託者と十分に打合せを行うこと。

#### (1) 一般業務の範囲

##### ① 基本設計

- ・ 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- ・ 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- ・ 電気設備基本設計に関する標準業務
- ・ 機械設備（昇降機を含む。）基本設計に関する標準業務

※ 駐車・駐輪場、その他建築に付随する部分の屋外整備については標準業務に含む。

##### ② 実施設計

- ・ 建築（総合）実施設計に関する標準業務
- ・ 建築（構造）実施設計に関する標準業務
- ・ 電気設備実施設計に関する標準業務

- ・機械設備（昇降機を含む。）実施設計に関する標準業務
- ※ 各標準業務については、設計意図の伝達業務を除く。
- ※ 駐車・駐輪場、その他建築に付随する部分の屋外整備については標準業務を含む。

(2) 追加業務の内容及び範囲

- ① 積算業務（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴取、見積検討資料（見積比較表を含む。）の作成、設計書（工事費内訳明細書）の作成）
  - ・建築積算（屋外整備を含む。）
  - ・特殊基礎積算
  - ・電気設備積算
  - ・機械設備積算
  - ※ 積算資料の作成はRIBC2 山口市様式による。（RIBC2 とは、（財）建築コスト管理システム研究所が開発した「営繕積算システム」をいう。）また、納品時に最新の単価に入替を行うこと。
- ② 透視図作成業務（アルミ枠・電子データ付）
  - ・鳥瞰パース（基本設計：2面、実施設計：2面）A2判
  - ・外観パース（基本設計：2面、実施設計：2面）A2判
  - ・内観パース（基本設計：3面、実施設計：3面）A2判
- ③ 模型製作（展示用模型、ケース・写真撮影データ付）
  - ※ 【縮尺】1/300、【模型材質】アクリル又はプラスチック  
【ケース材質】アクリル程度
- ④ 概略工事工程表の作成（基本設計、実施設計）
- ⑤ 計画通知申請・届出手続き業務（手数料の納付は含まない。）
- ⑥ 構造性能評価及び大臣認定等取得に係る業務（手数料の納付を含む。ただし、受託者の責に帰すべき事由により再申請・変更申請が生じた場合の手数料については、受託者の負担とする。）
- ⑦ 省エネ適合性判定に係る関係計算書の作成及び申請手続き業務
- ⑧ 建築物総合環境性能評価（CASBEE）による評価業務（「実施設計段階」認証業務を含む。）
- ⑨ 山口市景観計画の行為届出業務
- ⑩ 都市計画法に基づく開発行為に関わる申請（都市計画法第34条の2第37条）業務
- ⑪ 市民説明等に必要な資料の作成等（基本設計、実施設計）
  - ・パブリック・コメント用資料作成及び市民説明会対応
  - ・山口市中高層建築物指導要綱に基づく調査・資料作成

- ・プロジェクト紹介ポスター作成（A2カラー 50部）
  - ・広報用パンフレット作成（A3カラー 両面二つ折り 1,000部）
  - ・3次元（外観、内観など）による市民向けプレゼンテーション動画（60秒程度）作成
- ⑫ 市民意見を聴取、集約するためのワークショップ等の実施（基本設計：4回程度）
- ・企画及び資料作成、当日の運営、意見集約及び公表資料の作成
- ⑬ 庁内ワーキンググループ等への支援（基本設計、実施設計：計20～30回程度）
- ・議題の立案、資料作成、会議の運営補助、意見集約及び公表資料の作成
- ⑭ ライフサイクルコストを含めた長期修繕計画・建物保全データの作成（基本設計、実施設計）
- ⑮ 広場設計業務
- ・基本設計（ランドスケープ・広場の計画、工事費概算書の作成）
  - ・実施設計（図面作成及び積算業務）
- ⑯ 執務環境調査業務
- ・各課ヒアリングの実施
  - ・執務環境整備の基本方針の企画提案
  - ・新本庁舎のゾーニング計画の作成と基本レイアウト図の作成
    - ※ レイアウトの要件整理とゾーン別レイアウト基準の企画提案
    - ※ レイアウト基準に基づく基本レイアウト図の作成
    - ※ 各課ヒアリングによるレイアウトの調整
- ⑰ 解体実施設計業務
- ・建築物（設備込）、工作物解体発注図面作成（既設建築図面有り）
  - ・解体工事積算業務
- 1) 山口市本庁舎旧棟（A棟、B棟及びC棟）：延床面積 8,594.00 m<sup>2</sup>、地上3階  
鉄筋コンクリート造
  - 2) 山口市本庁舎議会棟：延床面積 1,072.00 m<sup>2</sup>、地上3階、鉄筋コンクリート造
  - 3) 山口市本庁舎新棟：延床面積 1,788.00 m<sup>2</sup>、地上3階、鉄筋コンクリート造
  - 4) 山口市本庁舎増築棟：延床面積 1,239.00 m<sup>2</sup>、地上3階、鉄骨造
  - 5) 山口市本庁舎エレベーター棟：延床面積 127.00 m<sup>2</sup>、地上3階、鉄骨造
  - 6) 山口市本庁舎防災センター：延床面積 409.00 m<sup>2</sup>、地上3階  
鉄筋コンクリート造
  - 7) 山口市本庁舎会議室棟：延床面積 462.00 m<sup>2</sup>、地上2階、鉄骨造
  - 8) 山口市中央駐車場：延床面積 3,423.53 m<sup>2</sup>、地上2階、鉄骨造
  - 9) その他敷地内建築物及び工作物
    - ※ 図面作成については、貸与図面で支障ない部分は、写しで可
    - ※ アスベスト含有調査済み

- ⑱ 電波障害等対策計画（新庁舎建設によって新たに発生する恐れがある電波障害、日照障害、風害、光害等、及び工事中の振動、騒音等について検討し、対策計画を作成する）
- ⑲ リサイクル計画書の作成
- ⑳ 各種補助申請資料等の作成

## 2 業務の実施

### (1) 一般事項

- ① 基本設計・実施設計業務は、提示する設計と条件、基本計画及び適用基準に基づき行う。
- ② 平面計画、立面計画、構造計画、設備計画等については数案提出し比較検討する。
- ③ 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用図書に基づき行う。

### (2) 適用基準等

適用基準等は、次によるものとする。（最新版）

特記なき場合は、国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

#### ① 共通

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の企画書及び設計説明書作成要領
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・官庁施設の環境保全性基準
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・官庁施設の防犯に関する基準
- ・建築物等の利用に関する説明書作成の手引き
- ・地球温暖化対策に寄与するための官庁施設の利用の手引き
- ・建築物のライフサイクルコスト評価用データ集（公益社団法人ロングライフビル推進協会）
- ・新・LC設計の考え方（同上）
- ・建築のライフサイクルと維持保全（同上）
- ・特殊建築物等定期点検業務基準（（一財）日本建築防災協会）
- ・官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン
- ・建築設計業務等電子納品要領
- ・建築CAD図面作成要領（（財）日本建設情報総合センター）
- ・公共建築工事積算基準

- ・公共建築工事共通費積算基準
- ・公共建築工事標準単価積算基準
- ・建築物解体工事共通仕様書
- ・建築工事における建設副産物管理マニュアル
- ・山口県福祉のまちづくり条例
- ・山口市景観条例
- ・山口市公共建築物等における木材利用の促進に関する基本方針

## ② 建築

- ・建築工事設計図書作成基準
- ・建築設計基準
- ・建築構造設計基準
- ・敷地調査共通仕様書
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・木造建築工事標準仕様書
- ・建築工事標準詳細図
- ・構内舗装・排水設計基準
- ・標準案内図用記号ガイドライン
- ・既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針

## ③ 建築積算

- ・公共建築数量積算基準
- ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- ・公共建築工事見積標準書式（建築工事編）

## ④ 設備

- ・建築設備計画基準
- ・建築設備設計基準
- ・建築設備工事設計図書作成基準
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・建築設備耐震設計・施工指針（（一財）日本建築センター）
- ・排水再利用・雨水利用システム計画基準
- ・山口市排水設備技術指針

- ・ 建築設備設計計算書作成の手引
  - ・ 食品ごみ処理設備設計計画指針
- ⑤ 設備積算
- ・ 公共建築設備数量積算基準
  - ・ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
  - ・ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
- (3) 提出書類
- ① 着手時
- 1) 重要事項説明書
  - 2) 管理技術者及び主任担当技術者選任通知書  
※ プロポーザル応募時に提出した配置予定技術者調書を添付すること。
  - 3) 業務計画書
  - 4) その他業務上必要となるもの
- ② 業務中
- 1) 業務打合せ簿
  - 2) 業務履行報告書（月毎に業務の進捗状況及び翌月の予定を記載し提出）
  - 3) その他業務上必要となるもの
- ③ 完了時
- 1) 業務完了通知書
  - 2) 成果品引渡書
  - 3) 委託料支払請求書
  - 4) その他業務上必要となるもの
- (4) 業務計画書
- 業務計画書は、次の内容を記載する。
- ① 業務工程表
  - ② 作業項目別工程計画表
  - ③ 打合せ計画表
  - ④ 業務実施体制
- (5) 配置技術者の資格要件
- ① 管理技術者の資格要件  
管理技術者の資格要件は次による。
    - ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士
  - ② 主任担当技術者の資格要件

担当分野の業務を分担する主任担当技術者の資格要件は次による。

- 1) 建築(総合)主任担当技術者
  - ・建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
- 2) 建築(構造)主任担当技術者
  - ・建築士法第10条の2の2第4項に規定する構造設計一級建築士
- 3) 電気設備主任担当技術者・機械設備主任担当技術者
  - ・建築士法第10条の2の2第4項に規定する設備設計一級建築士、又は建築士法第2条第5項に規定する建築設備士（電気設備主任技術担当者、機械設備主任担当技術者のいずれか1人は設備設計一級建築士の資格を有すること。）

③ 履行体制

受託者は、プロポーザル方式による手続きで提案した履行体制（配置予定技術者）により当該業務を履行することとし、原則として変更することはできない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由による場合には、委託者の了解を得たうえで、資格及び業務実績について同等以上の技術者に変更することとする。

(6) 貸与資料等

① 既存設計図書等

- ・既存建築物設計図書一式
- ・既存工作物設計図書一式

② 資料の貸与及び返却

- 1) 貸与資料
  - ・本庁舎の耐震補強設計書（平成25年度）
  - ・執務環境調査に基づく規模算定に関する報告書(平成30年度)
- 2) 貸与場所：山口市総務部本庁舎整備推進室
- 3) 貸与時期：業務着手時
- 4) 返却場所：貸与場所に同じ。
- 5) 返却時期：協議による。

(7) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

- ① 業務着手時
- ② 定例打合せ（2週間に1回程度とし、協議により決定する。）
- ③ 監督職員又は管理技術者が必要と認めた時

(8) その他、業務の履行に係る条件等

① 成果品の提出時期

- 1) 基本設計業務の成果品は、令和2年9月30日まで
- 2) 実施設計業務の成果品は、令和3年12月24日まで

※ 中央駐車場等解体の工事発注に係る成果物（設計図書、特記仕様書、積算資料等）については、令和2年9月30日までに仮納品すること。

また、新本庁舎の工事発注に係る成果物（設計図書、特記仕様書、積算資料等）については、令和3年9月30日までに仮納品すること。

その他の実施設計業務に伴う成果物については、委託期間内に各種申請手続の許認可、受理等を完了させることを考慮し、監督職員と協議のうえ適切な提出期限を設定すること。

② 成果品の提出場所：山口市総務部本庁舎整備推進室

③ 成果物の取扱いについて

提出された原図及び CAD データについては、その写しもしくはその PDF データを入札に係る資料として貸与もしくは公開に利用することがある。

また、提出された CAD データについては、当該施設に係る工事の受託者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

④ 写真の著作権の権利等について

受託者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- 1) 写真は、委託者が行う事務並びに委託者が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- 2) 次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を受けた場合は、この限りではない。

ア 写真を公表すること。

イ 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

⑤ 引渡し前における成果品の使用等

仕様書に提出時期の規定がある場合又は監督職員が指示し受託者がこれに承諾した場合は、委託者は履行期間途中においても、成果品の全部又は一部を使用することができる。

⑥ 業務実績情報の登録について

業務完了後10日（ただし、土、日曜及び祝日等は除く）以内に、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、監督職員の確認を受ける。

### 3 成果物、提出部数等

#### (1) 基本設計

成果物等	提出部数	製本形態等
① 基本設計説明書 <b>【建築】</b> 計画説明書 配置計画 平面計画、動線計画、断面計画 執務環境整備計画（基本方針） ゾーニング計画（フロア・バーチカル） サイン基本計画 ユニバーサルデザイン計画 外観・景観計画、色彩計画（内外装共） 防災計画、避難計画、セキュリティ計画 省エネルギー計画、環境配慮計画 雨水排水計画 屋外整備計画（ランドスケープ、駐車場等） 広場計画 仕様概要書、仕上概要表 面積表、求積図 敷地案内図、配置図 平面図（各階） 断面図 矩計図（主要部） 立面図（各面） 基本レイアウト図面、レイアウト基準書 日影図 <b>【構造】</b> 構造計画説明書 構造設計概要書 <b>【電気設備】</b> 電気設備計画説明書（情報・通信設備計画及び 防災・防犯設備計画等を含む。） 電気設備設計概要書（同上） <b>【機械設備】</b> 機械設備計画説明書 機械設備設計概要書 昇降機設備計画説明書 昇降機設備設計概要書	1 部 2 部	A 4 ファイル綴じ A 3 冊子綴じ
② 建替計画概略工事工程表	3 部	A 3
③ 工事費概算書 建築（総合）、建築（構造）、電気設備、機械設備 屋外整備・広場	3 部	A 4 ファイル綴じ

概算ランニングコスト（電気設備、機械設備）		
④ 什器備品整備費用概算書（基本設計段階）	3部	A4ファイル綴じ
⑤ 関係法令チェックリスト	3部	A4ファイル綴じ
⑥ 透視図 鳥瞰パース 外観パース 内観パース	2面 2面 3面	A2 A2 A2
⑦ CASBEE 目標値報告書	3部	A4ファイル綴じ
⑧ 執務環境調査報告書	2部	A4ファイル綴じ
⑨ ライフサイクルコスト概要書・比較表	3部	A4ファイル綴じ
⑩ 各種技術資料・比較検討資料 建築（総合・構造）、電気設備、機械設備等 ※構造比較表（免震・耐震・制震）を含む。	2部	A4ファイル綴じ
⑪ 広報用パンフレット	500部	A3折畳冊子綴じ
⑫ 協議簿、業務日誌（所要時間集計）、各種会議録	1部	A4ファイル綴じ
⑬ その他監督職員が必要と認めるもの	適宜	

（注）：「計画説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。

：「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。

：②～⑬の成果物は、適宜①の成果物の中に含めることもできる。

：設計図は、適宜、追加してもよい。

：電子データは、監督職員の求めに応じて随時提出すること。

：成果物は、監督職員の指示により、製本とする。

：著作権を委託者に帰属する場合、上記成果物の設計図書については原則CADで作成し、他の成果物とともに電子データで納品すること。

：CADの形式は、JWW又はDXFとすること。

## (2) 実施設計 成果物等 提出部数 製本形態等

成果物等	提出部数	製本形態等
① 実施設計図書 別表 1 に掲げる実施設計図書	1 部 2 部	A 1 原図(ケース入) A 3 冊子綴じ
② 計画通知図書 建築 (総合・構造)、電気設備、機械設備	3 部	A 4 ファイル綴じ
③ 構造計算書 及び 構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書	3 部	A 4 ファイル綴じ
④ 電気設備設計計算書 照度計算書、電圧降下計算書、容量算定書	3 部	A 4 ファイル綴じ
⑤ 機械設備設計計算書 空調計算書、換気計算書、水理計算書 昇降機計算書、給排水計算書	3 部	A 4 ファイル綴じ
⑥ 積算関係資料 工事費内訳明細書 (建築・電気設備・機械設備・解体・地盤補強・屋外整備・広場) ※RIBCデータ含む。 積算数量算出書 (建築・電気設備・機械設備・解体・屋外整備・広場) 見積比較表 (建築・電気設備・機械設備・解体・地盤補強・屋外整備・広場) 他、検討資料 刊行物比較検討表 見積徴取業者リスト 単価根拠資料 (見積書・カタログ・刊行物・歩掛コピー等) 査定率検討書 数量拾い図 コンクリート打設計画書 年度別概算工事費内訳書	3 部	A 4 ファイル綴じ
⑦ 届出関係資料 省エネ適合性判定 (適合判定通知書) 建築物総合環境性能評価システム (CASBEE) による計算書、認証申請書類 山口市景観計画の行為届出書類 開発行為に関わる申請書類 計画通知 (確認済証) 構造計算適合性判定 (適合判定通知書) 性能評価書、大臣認定書	3 部	A 4 ファイル綴じ
⑧ 中高層建築物報告書	3 部	A 4 ファイル綴じ
⑨ リサイクル計画書	3 部	A 4 ファイル綴じ
⑩ 関係法令チェックリスト	3 部	A 4 ファイル綴じ
⑪ 設計段階チェックリスト	3 部	A 4 ファイル綴じ

⑫ 概略工事工程表	3部	A3
⑬ 積算チェックリスト	3部	A4ファイル綴じ
⑭ 3次元プレゼンテーション動画 透視図 鳥瞰パース 外観パース 内観パース	60秒程度  2面 2面 3面	  A2 A2 A2
⑮ 広報用パンフレット	500部	A3折畳冊子綴じ
⑯ プロジェクト紹介ポスター	50部	A2(カラー)
⑰ 模型	1体	1/300
⑱ 各種障害対策計画書	3部	A4ファイル綴じ
⑲ ライフサイクルコスト概要書・比較表	3部	A4ファイル綴じ
⑳ コスト縮減概要書	3部	A4ファイル綴じ
㉑ 長期修繕計画(ライフサイクルコストを含む。)	3部	A4ファイル綴じ
㉒ 各種技術資料・比較検討資料・補助申請資料	2部	A4ファイル綴じ
㉓ 協議簿、業務日誌(所要時間集計)、各種会議録	1部	A4ファイル綴じ
㉔ その他監督職員が必要と認めるもの	適宜	

別表 1 実施設計図書リスト 種別 図面 備考

種別	図面	備考
建築 (総合) ※屋外整備・広場を含む	表紙 図面目録 建築物概要書 特記仕様書 敷地求積図 面積表、求積図 敷地案内図、配置図 仕上げ表 平面図 (各階) 立面図 (各面) 断面図 矩計図 展開図 各伏図 (各階) 平面詳細図、実施レイアウト図面 部分詳細図 (断面含む) 天井伏図 建具キープラン 建具表 屋外整備図 (ランドスケープ、駐車場等) 広場計画図 総合仮設計画図 造作家具図 サイン計画図・詳細図 その他工事に必要な図書等	縮尺については、監督職員と協議の上決定すること。
建築 (構造)	特記仕様書 杭伏図、基礎伏図 基礎配筋図 構造伏図 屋根伏図 各部配筋図 軸組図 部材断面リスト 各部断面図 標準詳細図 各部詳細図 スリーブ図 その他工事に必要な図書等	縮尺については、監督職員と協議の上決定すること。

<p style="text-align: center;">電 気 設 備</p>	<p>表紙          図面目録          特記仕様書          敷地案内図・配置図          電灯設備図          照明器具姿図          動力設備図          電熱設備図          雷保護設備図          受変電設備図          非常電源設備図          構内情報通信網設備図          構内交換設備図          情報表示設備図          映像・音響設備図          拡声設備図          誘導支援設備図          テレビ共同受信設備図          監視カメラ設備図          駐車場管制設備図          防犯・入退室管理設備図          火災報知設備図          中央監視制御設備図（監視等システム含む）          構内配電線路図          構内通信線路図          引込開閉器結線図          仮設計画図          各種系統図          屋外設備図          その他工事に必要な図書等</p>	<p>縮尺については、監督職員と協議の上決定すること。</p>
<p style="text-align: center;">昇 降 機 等 設 備</p>	<p>表紙          図面目録          特記仕様書          敷地案内図・配置図          平面図          工事区分表          仕様一覧表          据付図          カゴ室内意匠図          乗場詳細図          平面詳細図          出入口詳細図          昇降路断面図</p>	<p>縮尺については、監督職員と協議の上決定すること。</p>

機械設備	表紙 図面目録 特記仕様書 敷地案内図・配置図 空気調和設備図 換気設備図 排煙設備図 自動制御設備図 機器表 衛生器具設備図 屋外給排水設備図 屋内給排水設備図 中水設備図 柵リスト、勾配図 給湯設備図 消火設備図 厨房設備図 ガス設備図 昇降機設備図 仮設計画図 各種系統図 屋外設備図 その他工事に必要な図書等	縮尺については、監督職員と協議の上決定すること。
解体	特記仕様書 配置図 撤去対象物意匠図 撤去対象物構造図 撤去対象物設備図 外構撤去図 土留め計画図 敷地整備図 特別管理産業廃棄物等分析報告書 特別管理産業廃棄物等撤去図 仮設計画図 その他工事に必要な図書等	縮尺については、監督職員と協議の上決定すること。

(注)：建築（構造）の成果物は、建築（総合）成果物の中にも含めることもできる。

：設計図は、適宜、追加してもよい。

：電子データは、監督職員の求めに応じて随時提出すること。

：成果物は、監督職員の指示により、製本とする。

：著作権を委託者に帰属する場合、上記成果物の設計図書については原則CADで作成し、他の成果物とともに電子データで納品すること。

：CADの形式は、JWW又はDXFとすること。